

1 2025年の日本経済の動向

— 米国の関税措置の影響がみられるものの、個人消費や企業の設備投資をはじめとする内需を中心とした緩やかな回復が続いた1年 —

日本経済は、内閣府によれば、2020年5月に景気の谷を迎えたことにより、18年11月から始まった景気後退局面が終わり、景気拡張局面に転じた。そのような動きの中、21年は、東南アジアでの新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う部品供給不足などの供給制約が足かせとなり、また、緊急事態宣言が断続的に発出されたことで個人消費が一進一退で推移したため、景気回復は緩やかなものとなった。22年は、サービス消費が同感染症前の水準には戻らなかった一方、財消費が同感染症前を超えた水準で安定的に推移し、設備投資の増勢がみられるなど、民需が徐々に持ち直した。23年は、5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行し、企業の業況や収益の改善が続いたものの、個人消費の回復は緩やかなものとどまっており、内需は持ち直しの動きが弱かった。24年は、名目GDPが第Ⅱ四半期に年率換算で600兆円を初めて超え、春季労使交渉では33年ぶりとなる高水準の賃上げが実現したものの、賃金や所得の伸びが物価上昇を安定的に上回る状況には至らず、個人消費は持ち直しの動きが弱かった。

25年は、米国の関税措置^(注1)の影響がみられるものの、個人消費や企業の設備投資などをはじめとする内需を中心とした緩やかな回復が続いた。

個別の動きをみると、個人消費は、エアコンやパソコンなどの買い替えが好調となったが、継続する物価高に対して、低価格の食料品を購入するという節約行動もあることなどから、同感染症の影響による落ち込みから緩やかに回復しているものの、力強さを取り戻すには至っていない。

住宅投資は、25年4月に建築物省エネ法等^(注2)が改正されたことに伴い、3月は駆け込み需要の動きがみられたが、4月にはその反動減がみられた。年間でみると着工戸数は3年連続の減少となり、法改正の影響を考慮しても、弱含みの動きとなった。

企業収益は、製造業では、半導体関連の需要の増加、非製造業では、価格転嫁の進捗やインバウンド需要などにより、製造業、非製造業ともに増益となった。

設備投資は、世界的な半導体需要への対応を背景に、工場設備への投資が増勢となったことや、企業の人手不足への対応としての省力化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を背景に、ソフトウェアなど知的財産への投資が堅調に推移したことから、全体でも堅調に推移した。

生産は、米国の関税措置の影響により、自動車関連部品などが第Ⅲ四半期に大きく落ち込んだとみられる一方で、世界的な半導体需要を背景として、半導体関連の生産用機械が高い生産水準で推移したことなどから、全体としては横ばいの動きとなった。

雇用情勢は、25年の有効求人倍率は1.22倍となり、原材料価格の高騰や最低賃金の引き上げ、省人化に伴い求人を控える動きがあったことなどから、前年を0.03ポイント下回り、2年連続で低下した。また、完全失業率は2.5%で前年と同水準だった。

物価は、消費者物価指数の生鮮食品を除く総合指数でみると、原材料価格や生産コスト上昇の影響でチョコレートをはじめとする菓子類や米類など食料品が値上がりしたことな

どにより、4年連続の上昇となった。

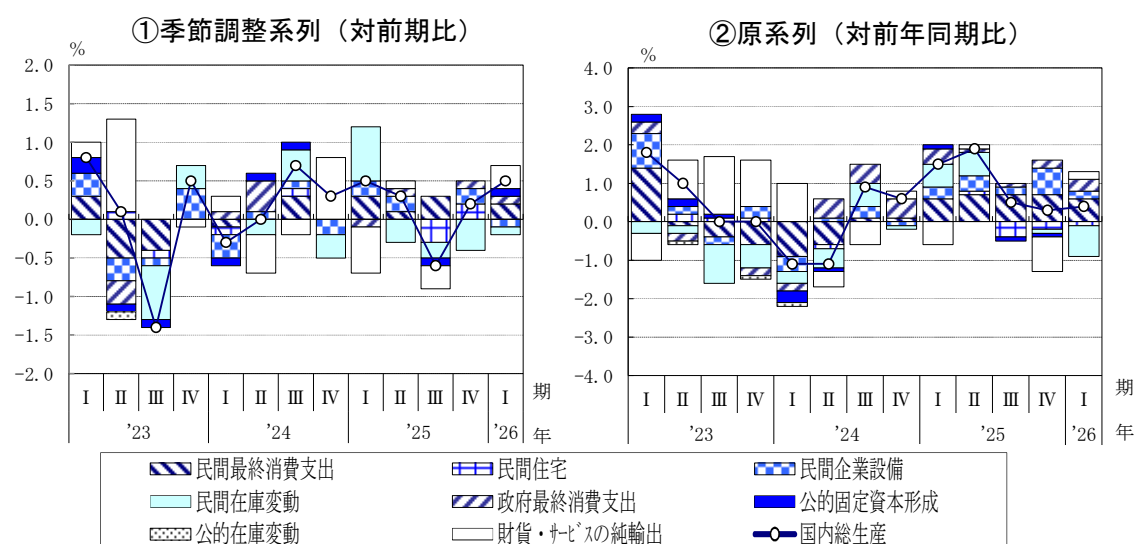
25年の実質経済成長率（季節調整系列 対前期比）の推移をみると、第Ⅲ四半期に、建築物省エネ法等の改正による駆け込み需要の反動減や、米国向け輸出の減少などからマイナスとなったものの、個人消費や設備投資が、年間を通じて底堅い動きをしていることから内需がプラスとなり、緩やかな回復基調となった。（図1－1）

全国景気動向指数（C I）の一致指数で25年の景気の動きをみると、年間を通じて下げ止まりを示した。（図1－2）

（注1）米国の関税措置：米国による輸入品に対する相互関税及び追加関税。2025年4月から適用され、広範な品目が課税の対象

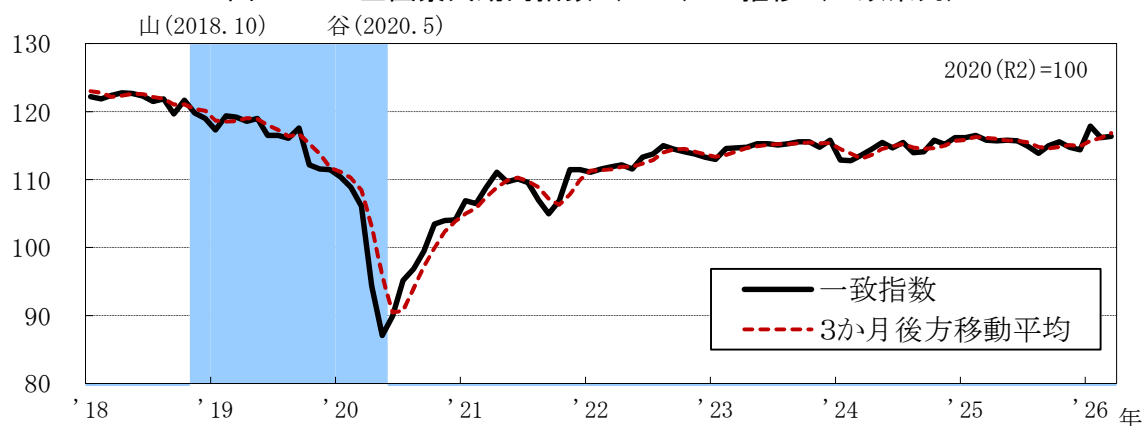
（注2）建築物省エネ法等：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）。改正により、2025年4月以降に着工する住宅・建築物にエネルギー消費性能の向上等を義務付け。

図1－1 実質経済成長率（対前期比、対前年同期比）及び項目別増減別寄与度



資料：内閣府「四半期別GDP速報」（2026年6月8日時点）

図1－2 全国景気動向指数（C I）の推移（一致系列）



注：網掛け部分は景気の後退局面を表す（C Iについては図2－1を参照）
資料：内閣府「景気動向指数」